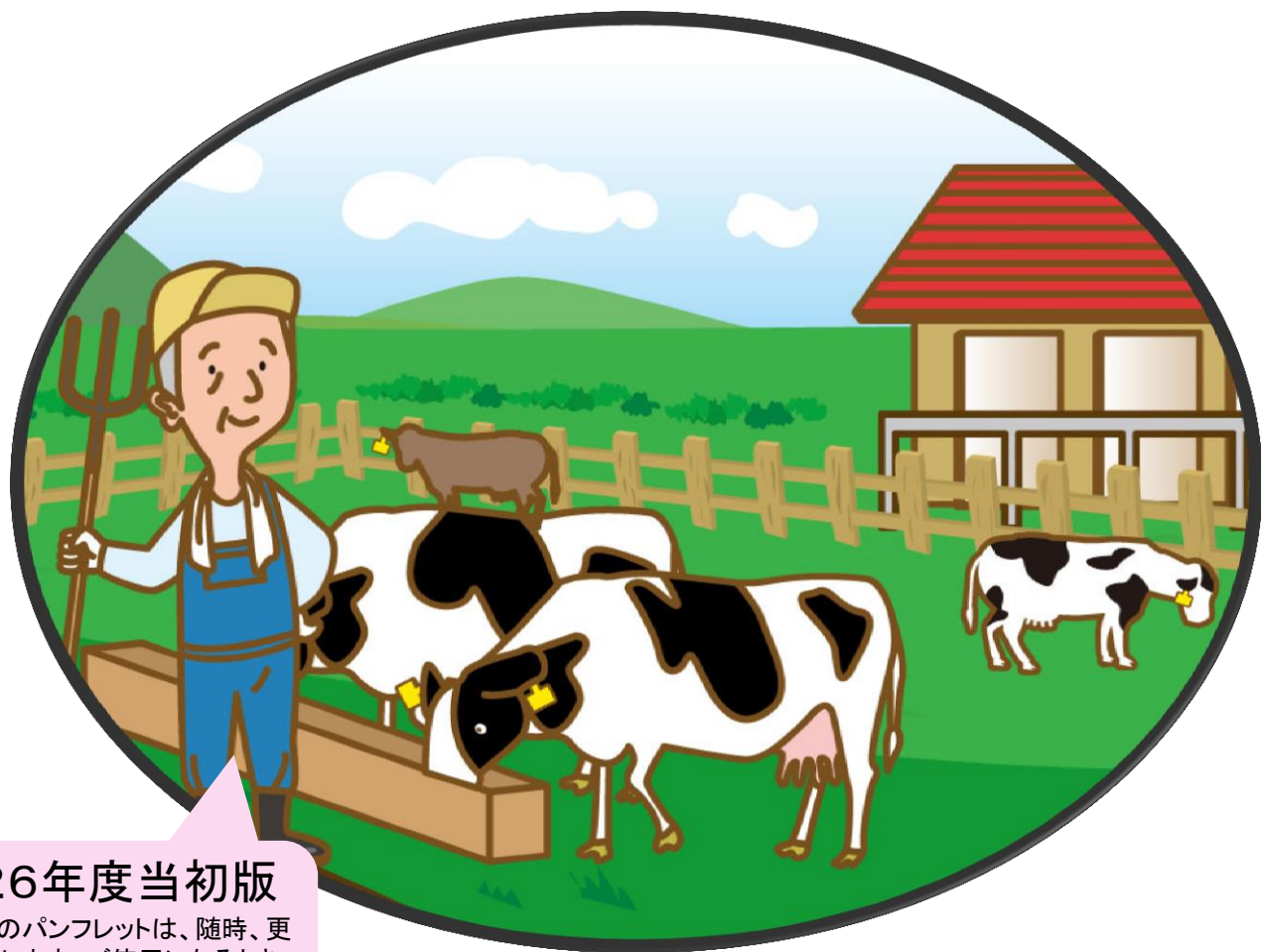


持続的酪農経営支援事業

の手引き



26年度当初版

このパンフレットは、随時、更新します。ご使用になるときは、最新版を確認してください。

農林水産省は、持続的な経営を行う酪農家（飼料作付面積を確保し環境負荷軽減に取り組んでいる者）を支援しています。

目次

	ページ
持続的酪農経営支援事業とは？	1
農作業受委託面積とは？	2
経産牛1頭当たりの飼料作物作付延べ面積とは？	3
農業環境規範の実践とは？	5
環境負荷軽減の取組とは？	6
01 堆肥の適正還元の実施とは？	7
02 耕畜連携の取組とは？	8
03 不耕起栽培の実施とは？	9
04 放牧の実施とは？	11
05 無化学肥料栽培又は無農薬栽培の実施とは？	12
06 パーラー排水等の雑排水処理の高度化とは？	14
07 メタン発酵によるエネルギー利用とは？	15
08 冷温ヒートポンプ等の導入とは？	16
09 サイロでの牧草サイレージ調整における 排汁の低減及び適正処理の実施とは？	17
10 副産物の利用による草地の適正管理とは？	18
11 環境負荷に配慮した デントコーン・ソルガムの生産とは？	19
-1 スラリー等の土中施用とは？	20
-2 連作防止の実施とは？	22
-3 不耕起栽培又は側条施肥の実施ほ場における 化学肥料又は農薬使用量の削減とは？	23
-4 化学肥料及び農薬使用量の削減とは？	25
-5 心土破碎の実施及び農薬使用量の削減とは？	26
取組にあたっての留意事項	27
参加の手続き等	35
(参考) 化学肥料の種類	37
問い合わせ先	38



持続的酪農経営支援事業とは？

■ 支援対象者

■ 次の要件を満たす酪農家等が支援の対象となります。

- ① 飼料作物作付延べ面積（注2）が、経産牛1頭当たりで基準以上（北海道40a/頭、都府県10a/頭）であること。

（注2）飼料作物作付延べ面積は、**農作業受委託面積**

二期作等の裏作面積 を含みます。

- ② **環境負荷軽減の取組** を実施すること。

- ③ その他の要件（年間を通して生乳を出荷していること、事業実施状況の確認等に協力すること等）を満たすこと。



■ 交付金単価

■ **交付金単価 = 15,000円/ha**

交付金額 = 飼料作物作付実面積（注1） × 交付金単価

（注1）飼料作物作付実面積は **農作業受委託面積** を含みます

■ 飼料作物作付実面積と飼料作物作付延べ面積

注1 飼料作物作付実面積（交付金交付対象面積）

農作業受委託契約に基づき、農作業の委託を受けた飼料作物作付面積を含みます。

注2 飼料作物作付延べ面積（事業参加要件である下限面積：基準面積）

飼料作物作付実面積に加え、二期作、二毛作の2作目の面積を含みます。

・永年牧草の2回刈りは認められません
・年度内に収穫する必要があります

- ① 右の例ですと、本事業の交付金交付対象面積は「実面積」なので、1作目の「デントコーン（16[㍉]）」にのみ着目してカウントします。
〔 交付額 15,000円 × 16[㍉] = 24万円 〕

- ② 本事業の参加要件となる経産牛1頭当たり飼料作物作付延べ面積（北海道40a/頭、都府県10a/頭）の算出は「延べ面積」なので、1作目の「デントコーン（16[㍉]）」+2作目「イタリアン（14[㍉]）」=30[㍉]に着目して算出します。

〔 基準面積 3,000[㍉] ÷ 40頭 = 75a/頭 〕

	1作目	2作目	3作目
全体 16 [㍉]	デントコーン 16 [㍉]	イタリアン 14 [㍉]	イタリアン 15 [㍉]

経産牛
40頭

3作目以降は加算できません。

農作業受委託面積とは？

■ 農作業受委託面積について

- 飼料作物作付実面積及び飼料作物作付延べ面積では、**農作業受委託面積**を算入できることとしております。

農作業受委託による飼料作物付地（委託を受けて農作業を行うことを約した契約のある農地又は採草放牧地）は、次に掲げる事項の全てを約した契約に基づき、農地の所有者から農作業の委託を受けた飼料作物付地です。

- 1 受託者が基幹的な作業の全てを受託し、自ら作業を行うこと
- 2 受託者が、その生産した飼料作物（所有権を委託者が有していると判断できるもの。）を①委託者から買い取り、又は②委託者から販売を受託して第3者に対し販売すること
- 3 委託者が、①受託者への販売による収入又は②受託者に販売を委託して得た収入の程度に応じ、当該収入の一部を農作業及び販売の受託の対価として充当すること。ただし、受託の対価については、現物と相殺できるものとする



- 同じ飼料作物付地において、委託者と受託者の両者が交付金を受け取ることは認められません。
このため、確認の際には委託者の参加申込書を見て、農作業受委託契約書に記載されている地番が無いかを確認することが必要です。

経産牛1頭当たりの飼料作物作付延べ面積とは？

■ 経産牛1頭当たりの飼料作物作付延べ面積の求め方

- 経産牛1頭当たりの飼料作物作付延べ面積が基準面積以上であることが事業参加の要件となります。
(基準面積：北海道40a/頭、都府県10a/頭)
- 経産牛1頭当たりの飼料作物作付延べ面積の求め方は以下のとおりです。

飼料作物作付延べ面積
(当年度に収穫することが確実に見込まれること)

- 飼料作物作付のある自己所有地
- 飼料作物作付のある借地
(農地の場合、農地法第3条の許可、または農業経営基盤強化促進法による利用権の設定等が行われていること)
- 農作業受委託地
- 2期作、2毛作の2作目

農協等が作付けの状況を現地確認します

10a未満は切り捨て
39.9a → ×

北海道にあっては
40a以上

都府県にあっては
10a以上

≥

経産牛飼養頭数

「牛個体識別台帳」に記載されている事業参加年度の7月1日現在における27ヶ月齢以上の乳牛の雌牛

10a未満は切り捨て
9.9a → ×

経産牛1頭当たりの飼料作物作付延べ面積とは？(2)

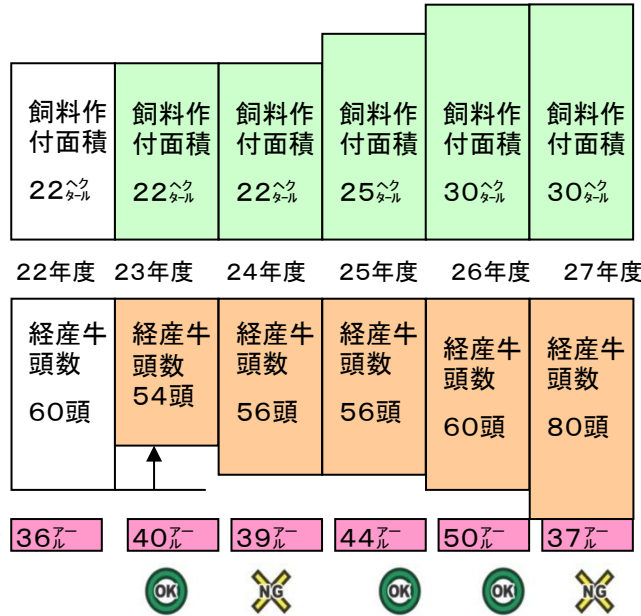
■ 経産牛1頭当たりの飼料作物作付延べ面積の確保

■ 27年度まで続けて交付を受けるためには、毎年度、必要な面積を確保する必要があります。

いずれのケースも、面積は北海道の場合

ケース1

22年度は、面積要件を満たしていないが、今後、駄牛を淘汰する、又は飼料作物面積を増やす予定。この場合、助成対象となるケースもある。



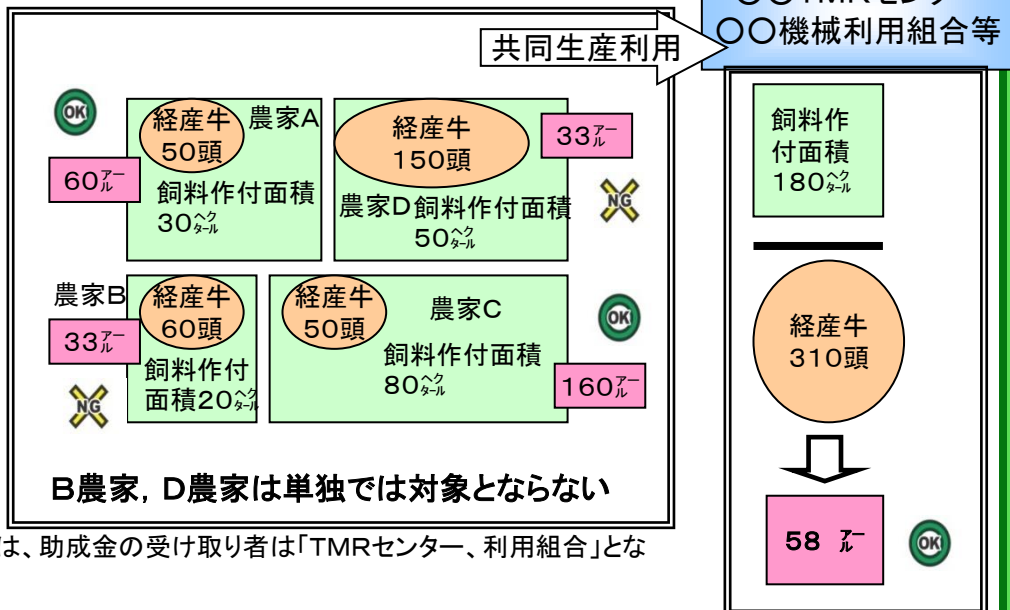
1頭当たり面積

3年、5年など、期限を定めて借地をしている場合、期間中の失効に注意しましょう。
また、毎年度の経産牛飼養頭数の移動にも注意しましょう。

環境負荷軽減の取組は共同で一つの取組を行っても、農家個々が別の取組を行ってもかまいません。

ケース2

複数の農家が、TMRセンター、機械利用組合などにより、一体となって飼料生産、堆肥還元等を実施している場合は参加農家全体の面積、頭数でカウントできます。(規約を定め、飼料生産等についての経理の一元化を行っていること)



注1:ただし、この場合は、助成金の受け取り者は「TMRセンター、利用組合」となります。

注2:組織の口座を設けて、飼料生産・堆肥散布等に掛かる収入・経費をこの口座で管理する必要があります。

農業環境規範の実践とは？

■ 農業環境規範とは

■ 「農業環境規範」は環境と調和した農業生産活動を行っていく上でのポイントを整理したもので、農業環境規範の実践が本事業の要件となっております。酪農経営の場合、「家畜の飼養・生産編」と「作物編」の両方の点検シートをチェックする必要があります。

「持続的酪農経営支援事業」では、この点検の取組チェック欄をクリアすることが交付要件となりますので、忘れずに、取り組んでください。

家畜排せつ物法の指導等を受けており、改善がなされていない、または環境関連法令の罰則を受けたことのある酪農経営は事業に参加できません。

家畜の飼養・生産 チェックシート

チェック欄

- | | |
|--------------------------|-----------------------|
| 1. 家畜排せつ物法の遵守 | <input type="radio"/> |
| 2. 悪臭・害虫の発生を防止・低減する取組の励行 | <input type="radio"/> |
| 3. 家畜排せつ物の利活用の推進 | <input type="radio"/> |
| 4. 環境関連法令への適切な対応 | <input type="radio"/> |
| 5. エネルギーの節減 | <input type="radio"/> |
| 6. 新たな知見・情報の収集 | <input type="radio"/> |

作物の生産 チェックシート

チェック欄

- | | |
|------------------|-----------------------|
| 1. 土づくりの励行 | <input type="radio"/> |
| 2. 適切で効果的・効率的な施肥 | <input type="radio"/> |
| 3. 効果的・効率的で適正な防除 | <input type="radio"/> |
| 4. 廃棄物の適正な処理 | <input type="radio"/> |
| 5. エネルギーの節減 | <input type="radio"/> |
| 6. 新たな知見・情報の収集 | <input type="radio"/> |
| 7. 生産情報の保存 | <input type="radio"/> |



ポイント
POINT

■ 「農業環境規範」は17年度以降、適宜、補助事業等の要件とするなど関連づけをすることとしています。



キーワード
KEYWORD

■ 「環境関連法令」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、水質汚濁防止法、湖沼水質保全特別措置法、悪臭防止法のことです。

環境負荷軽減の取組とは？

■ 環境負荷軽減の取組

■ 以下の11の環境負荷軽減の取組の中から、酪農経営が自ら選択し、2つ以上を実施することが必要です。ただし、「11環境負荷に配慮したデントコーン・ソルガムの生産」を実施する場合は、11-1～5のうち1つを選択することとなります。

- 01 堆肥の適正還元の実施
- 02 耕畜連携の取組
- 03 不耕起栽培の実施
- 04 放牧の実施
- 05 無化学肥料栽培又は無農薬栽培の実施
- 06 パーラー排水等の雑排水処理の高度化
- 07 メタン発酵によるエネルギー利用
- 08 冷温ヒートポンプ等の導入
- 09 サイロでの牧草サイレージ調整における排汁の低減及び適正処理の実施
- 10 副産物の利用による草地の適正管理
- 11 環境負荷に配慮したデントコーン・ソルガムの生産
 - 1 スラリー等の土中施用
 - 2 連作防止の実施
 - 3 不耕起栽培又は側条施肥の実施ほ場における化学肥料又は農薬使用量の削減
 - 4 化学肥料及び農薬使用量の削減
 - 5 心土破砕の実施及び農薬使用量の削減

■ 環境負荷軽減の取組例

例 1

堆肥の適正還元の実施



耕畜連携の取組

例 2

無化学肥料栽培又は無農薬栽培の実施



環境負荷に配慮したデントコーン・ソルガムの生産

-1～-5のうち1つを選択してください。

堆肥の適正還元の実施とは？

■ 取組の目的

- 飼料作物作付地の土壌および堆肥の成分分析を行い、施肥基準に適合した施肥設計による堆肥の利用を促進します。これにより、
 - ①化学肥料の施用削減等による温室効果ガスの削減や
 - ②過剰施肥の防止による地下水汚染の防止等を図り、環境への負荷を軽減します。



■ 取組の内容

- 堆肥等の施用に当たっては、合理的と考えられる方法で採材し、飼料作物作付地の土壌分析及び堆肥の成分分析を行うとともに、これらの分析結果を利用した施肥設計を行うこと。

■ 留意事項

- 堆肥等や土壌を合理的と考えられる方法で採材するとともに、施肥量を記録する必要があります。
- スラリーやメタン発酵の消化液も堆肥と同様、攪拌発酵などにより適正に液肥化处理され、成分分析がされている場合には、堆肥と同様に扱うことができます。
- 土壌分析、堆肥の成分分析及び施肥設計は専門知識をもった第三者が行う必要があります。（自分で行うことは認められません。）
- 堆肥・土壌分析で最低限必要な分析項目は以下のとおりです。
 土壌分析: pH、リン酸、カリウム、マグネシウム、カルシウム
 堆肥分析: 窒素、リン酸、カリウム
- 一度の堆肥分析で、「堆肥の適正還元の実施」と「耕畜連携の取組」の両方の取組に利用される場合も認められます。

耕畜連携の取組とは？

■ 取組の目的

- 酪農経営において、飼養頭数に比べ飼料作物作付面積が小さい場合、堆肥の過剰施用による窒素過多等により、地下水汚染や牛の硝酸塩中毒等が問題となる可能性があります。

耕種農家に積極的に堆肥を供給することにより、資源の適正な循環を図るとともに、耕種農家の化学肥料の削減や、堆肥施用による堆肥中炭素の土壌貯留等により、温室効果ガスの削減に貢献します。



■ 取組の内容

- 合理的と考えられる方法で採材し、堆肥等の成分分析を行い、耕種農家と堆肥等の供給契約を締結すること。

■ 留意事項

- 堆肥等を合理的と考えられる方法で採材するとともに、堆肥の供給量と受取を記録することが必要です。
- 成分分析の最低限必要な分析項目は、「堆肥の適正還元の実施」と同じく、**窒素**、**リン酸**、**カリウム**です。
- 供給契約を締結する耕種農家は複数でも構いません。

不耕起栽培の実施とは？

■ 取組の目的

- 不耕起栽培の実施による、耕起に必要な化石燃料の削減と土壌中に貯留される炭素の放出抑制により、温室効果ガスの排出の削減に貢献します。

■ 取組の内容

- 飼料作物作付地において、飼料作物の不耕起栽培を実施すること。
- 不耕起栽培の面積は、単年生飼料作物を作付けする場合は単年性飼料作物の作付面積の5割以上、又は永年性飼料作物を作付けする場合は簡易更新により播種する面積が2割以上とすること。

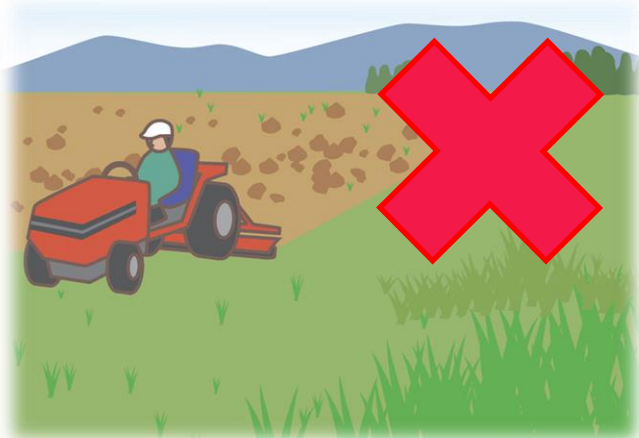
■ 留意事項



キーワード
KEYWORD

- 「不耕起栽培」は、農地を耕起せず、表面を攪拌したり、切れ込みを入れたのち、播種、施肥等を行う栽培方法。

- 前年の秋に農作物を収穫した後すぐに耕起し、翌事業実施年度の春に再耕起しないで飼料作物を作付けする場合は、不耕起栽培の取組としては認められません。



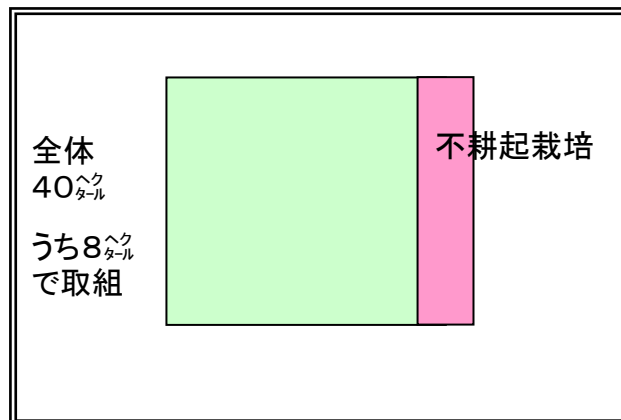
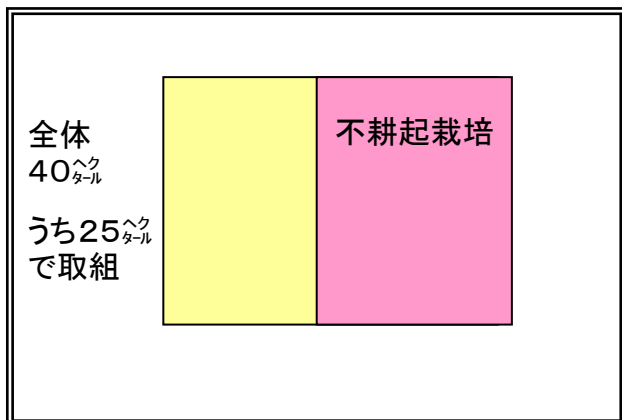
不耕起栽培の実施とは？ (2)

■ 留意事項

■ 基本的な取組パターンと交付対象面積との関係

① 単年生作物だけの場合は、飼料作物面積の5割以上で取組を実施

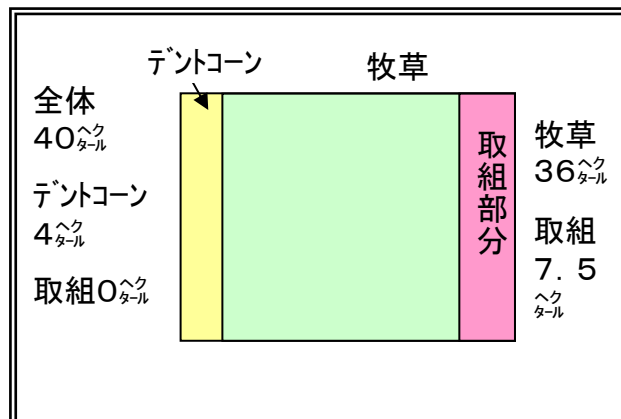
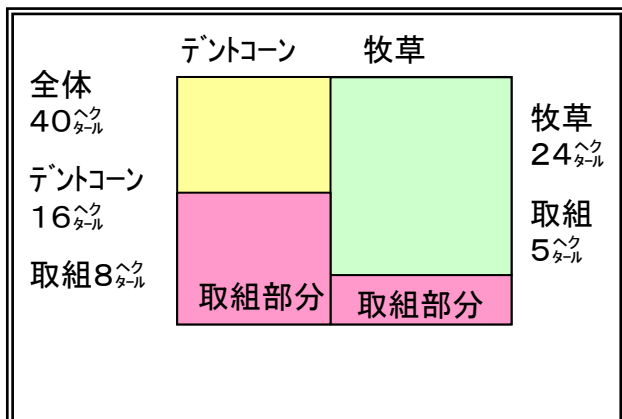
② 永年性牧草の場合は、飼料作物面積の2割以上で実施



■ 単年生作物と永年性牧草とを栽培している場合

① デントコーンと牧草両方で行う場合は、それぞれの要件を満たすこと。

② デントコーンと牧草のいずれかで行う場合は、実施する作物の種類が飼料作物面積の8割以上であること



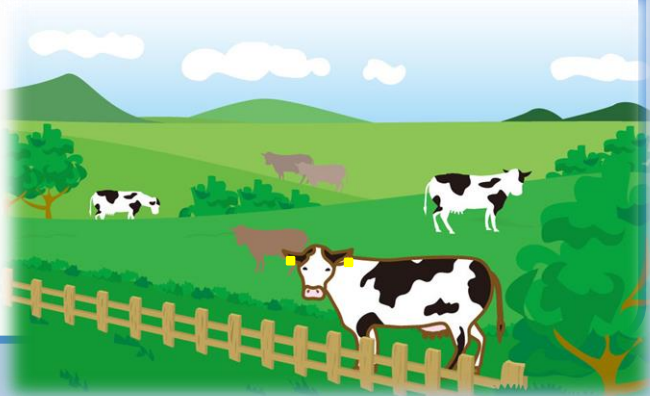
放牧の実施とは？

■ 取組の目的

- 放牧での飼養管理により、舎飼い時に比べ給餌・ふん尿処理・草地管理の際の化石燃料使用量の減少等が見込まれます。

また、主として輸入に頼る濃厚飼料給与量を節減することで、運搬に伴う化石燃料の削減に貢献します。

他にも、家畜福祉や牧歌的景観形成、生物多様性の保全効果等に貢献します。



■ 取組の内容

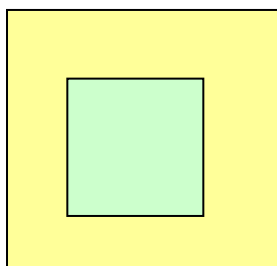
- 飼料作物作付地において、毎年度、経産牛1頭当たり90日以上^〆の放牧を実施していること。

1日のうち、時間放牧、昼間放牧、夜間放牧等が行われていれば1日とカウントします。

■ 留意事項

全体40^〆_{ヘクタール}

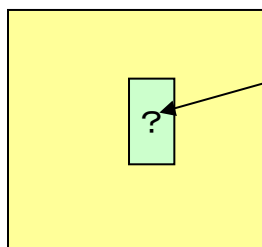
うち放牧地は牛舎周辺の20^〆_{ヘクタール}



〔 交付額 15,000円 × 40^〆_{ヘクタール} = 60万円 〕

全体40^〆_{ヘクタール}

うち3^〆_{ヘクタール}で放牧？



運動場代替りの「放牧地」に過ぎないと認められる場合は交付しない。



- 「経産牛頭数」は、毎年度7月1日時点で27ヶ月齢以上の牛（牛個体識別データに基づくもの）

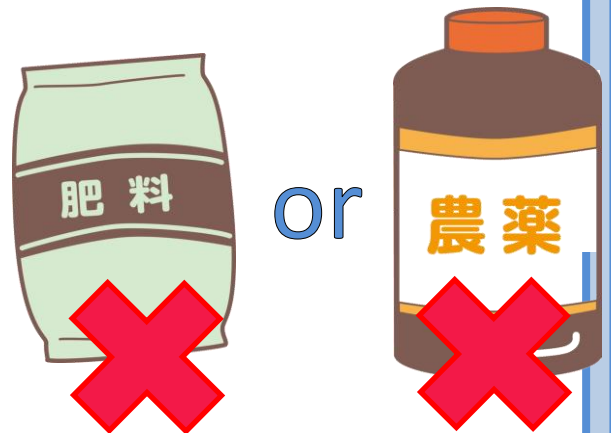
無化学肥料栽培又は 無農薬栽培の実施とは？

■ 取組の目的

- 化学肥料の施用は、作物の収量に最も影響するため、ともすると過剰施肥となる場合があります。地下水等の汚染につながるおそれがあります。また、農薬の施用により、残留農薬のリスクが高まる可能性があります。そこで、飼料作物に化学肥料及び農薬を使用しないことで、過剰施肥や残留農薬によるリスクの低減、生態系への影響の極力回避、温室効果ガス削減等を図り、環境負荷の軽減に貢献します。

■ 取組の内容

- 経営内の全ての飼料作物作付地において、無化学肥料栽培又は無農薬栽培を実施すること。ただし、草地更新の際は化学肥料及び農薬を使用することができる。
- 草地更新以外の理由により、やむを得ず化学肥料又は農薬を使用する場合は、飼料作物作付実面積の2割以内とすること。



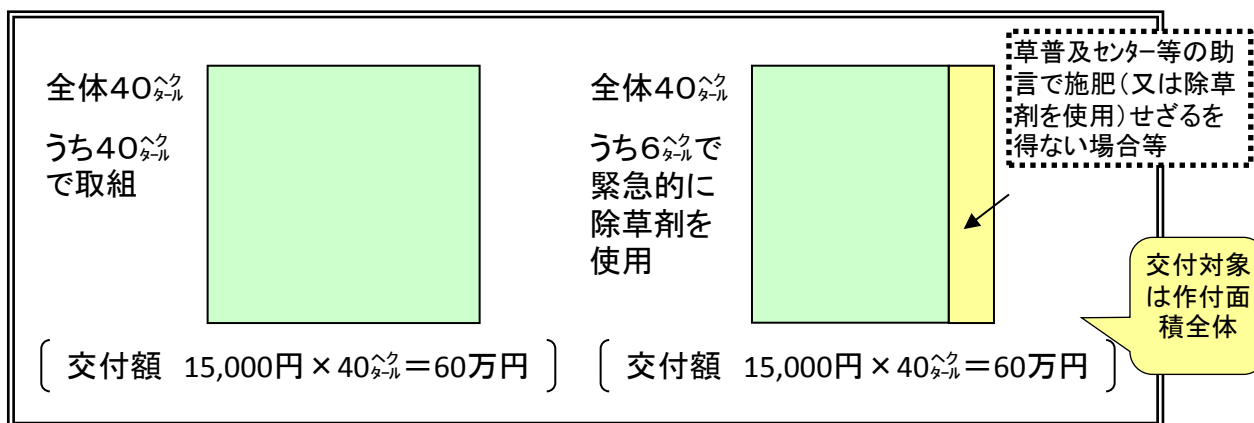
■ 留意事項

- 草地更新の際は化学肥料及び農薬を使用することができます。ただし、更新後の管理には使用しないでください。

無化学肥料栽培又は 無農薬栽培の実施とは？(2)

留意事項

- 草地更新以外の理由でやむを得ず化学肥料又は農薬を使用する場合は、飼料作物作付実面積の2割以内であることが必要です。



普及員や農協の指導員からの助言をうけた場合は助言を受けたことが分かる資料を保存しておくこと。

- 「農薬」は化学的に合成された殺虫剤、殺菌剤、除草剤などです。

- 「化学肥料」は化学的に合成された肥料であり、炭酸カルシウム肥料、熔せい燐肥などの天然物質に由来する肥料、土壌改良資材、微量元素等は含まれません。



キーワード
KEYWORD

37ページの「(参考)化学肥料の種類」を参照のこと